

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和2年10月14日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900265 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000062 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年12月1日から同年10月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成24年10月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年10月1日から同年12月1日まで

平成24年10月にA社に入社した。その際に正規雇用と聞いており、厚生年金保険に加入すると聞かされた。最初の2か月が未加入だったことや、その後加入していたことは知らなかつた。調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る有期雇用契約書（以下「雇用契約書」という。）、賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳（以下「普通元帳」という。）により、請求者は、請求期間において、A社に勤務し、事業主により給与が支払われていたことが確認できる。

一方、賃金台帳及び普通元帳によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、日本年金機構は疑義照会の回答において、継続的な使用関係が認められる場合は、採用当初から被保険者として扱うとしている上、雇用契約書に更新する場合がある旨の記載があることから、請求者は有期雇用契約開始日（平成24年10月1日）から被保険者資格があったと認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成24年10月1日であると認められ、請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び日本年金機構の回答から24万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000113 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000064 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年7月27日の標準賞与額を3万円、同年12月20日の標準賞与額を51万円、平成29年7月31日の標準賞与額を51万6,000円に訂正することが必要である。

平成28年7月27日、同年12月20日及び平成29年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成28年7月27日  
② 平成28年12月20日  
③ 平成29年7月31日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①、②及び③に係る賞与の記録がないが、請求期間当時、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された「給与台帳（平成28年分【賞与】）」及び「給与台帳（平成29年分【賞与】）」並びに請求者から提出された「給与台帳（平成29年分【賞与】）」及び預金通帳の写しにより、請求者は同社から請求期間①に3万円、請求期間②に51万円、請求期間③に51万6,000円の賞与を支給されたことが認められるものの、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求期間①、②及び③について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正是認められないものの、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を3万円、請求期間②に係る標準賞与額を51万円及び請求期間③に係る標準賞与額を51万6,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900704 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000063 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 63 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 5 月 2 日から同年 6 月 25 日まで

A社において、請求期間についても勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が平成 27 年 6 月 25 日となっている。平成 27 年 5 月 2 日の誤りであるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主の回答、事業主から提出された請求者の賃金台帳及び出勤簿により、請求者は請求期間に A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主から提出された大韓民国の四大保険資格取得届、喪失届及び出勤簿並びに事業主の回答により、請求者が請求期間において大韓民国で就労し、同国の年金制度に加入していたことが確認できる。

なお、日本国と大韓民国は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「社会保障協定特例法」という。）第 2 条第 1 号に規定する社会保障協定を締結しており、同法第 24 条第 1 項第 2 号において、相手国の領域内において就労する者であって、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるものは厚生年金保険の被保険者としない旨定められているところ、同法第 25 条第 1 項において、前条第 1 項第 2 号に該当する者であって政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる旨定められ、同法第 25 条第 2 項には、申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。ただし、前条第 1 項第 2 号に該当することとなった日から 1 月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至った日に、被保険者の資格を取得する旨定められている。

しかしながら、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書によると、年金事務所に対し当該申請書を平成 27 年 5 月 25 日に提出した経緯がうかが

えるものの、同年6月25日付で受理されていることが確認できることから、社会保障協定特例法第25条第2項ただし書に該当しないものと認められる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000156 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000065 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成 5 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録について、会社から厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る訂正届が出され、資格取得日は平成 30 年 6 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日に訂正されたが、請求期間は、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「雇用契約書（兼）就業条件明示書」及び出勤簿により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る賃金台帳並びに請求者から提出された給与明細書及び平成 29 年分給与所得の源泉徴収票により、給与から請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。